

10. クラスター弾

ノー・クラスター弾（ビジョンから行動へ） 2010年ビエンチャン宣言（要旨）

1. 我々、クラスター弾に関する条約の締約国代表は、ビエンチャンにおける第1回締約国会議に集い、クラスター弾により引き起こされた被害を終了させるとのコミットメントを確認。
2. 条約はクラスター弾の全面的禁止、貯蔵弾除去等の行動により、世界中の市民を将来の使用から保護。既に影響を受けた市民の生活を改善。
3. 条約実施の新たな局面に当たり、ビジョンを行動に、法的義務を具体的な行動に変える。未解決の問題を乗り越えるため、自国及び国際的な必要資源を増加する努力を強化。

何十年もの被害

4. クラスター弾は紛争中のみならず紛争後も、女性、男性、少年少女達を無差別に殺し、平和、人間の安全保障、開発への深刻な脅威。影響を受けた個人、コミュニティ、ミレニアム開発目標、貧困撲滅や社会・経済発展に深刻な障害。

リスクの低減

5. クラスター弾による被害者の権利を認め、医療、リハビリテーション、心理的援助、社会・経済的包容等、支援を与える義務を認識。
6. 犠牲者支援、リスク低減教育、クラスター弾残存物の除去、貯蔵クラスター弾の廃棄のために協力し、資源を動員。
7. 条約発効前に汚染地域の除去や貯蔵クラスター弾廃棄を完了した締約国、非締約国を賞賛。
8. クラスター弾の除去と廃棄は緊急の要請。汚染地域付近の市民が直面する危険に対する意識を持たせるため、リスク低減教育は重要。
9. 条約を署名した108か国と締結した46か国を歓迎。新たな締約国を歓迎、全ての署名国に締結を要請、あらゆる者によるクラスター弾の使用を非難。
10. 条約は国際人道法強化への貢献。この兵器に対する世界中の政府の意見の目覚ましい変化を確信。
11. 我々の実績は各国、国際組織、市民社会の間の協力関係の成果。オスロ・プロセスは、地球規模の課題における人道的な軍縮が重要であることの証。

－クラスター弾のない世界の達成－

12. クラスター弾のない世界を達成するため、締約国はここに、以下を約束する。
 - (a) 条約の全ての義務を完全に実施し、ビエンチャン行動計画にコミット。
 - (b) 除去と貯蔵弾廃棄を加速し、犠牲者・生存者支援、資源レベルの増加、個人の安全と暮らしを守る条約の期限内の義務遂行。
 - (c) 自国に貯蔵するクラスター弾廃棄の早期開始を確保。
 - (d) 除去、犠牲者支援、貯蔵弾廃棄における国際組織や市民社会との協力の確保。
 - (e) 条約の全ての義務について、徹底した透明性のある報告。
 - (f) 全ての国が受け入れるべき条約の規範を促進するとの法的義務の遂行。

（了）

ピエンチャン行動計画（要旨）

I. 序文

この行動計画の目的は第1回締約国会議の後の本条約の効果的で時宜を得た実施を確保することであり、本行動計画は、条約の義務を全うしようとする締約国を支援するもの。

締約国は、クラスター弾により引き起こされた犠牲を恒常的に終わらせるという究極の目的を遂行するため、以下について合意。

II. パートナーシップ

影響を受けた国と受けていない国、クラスター弾連合、赤十字国際委員会等国际・地域組織、市民社会組織との間の条約を支える協力関係を更に発展。

III. 普遍化

可能な限り早期に条約促進の機会をとらえ、締約国になるよう非締約国を奨励・支援し、条約の非締約国が直面する障壁や問題の解決策の発見を支援。

人道的な懸念を共有する非締約国の努力を支援。特に、条約の締約国になることを奨励するため、条約の公式・非公式会合への参加を支援。

IV. 貯蔵の廃棄

クラスター弾を貯蔵している締約国は貯蔵するクラスター弾の廃棄計画を作成し、早期に廃棄を開始。

V. クラスター弾残存物の除去・廃棄と危険低減活動

自国のクラスター弾汚染地域につき報告を行った締約国は、クラスター弾を除去し危険低減活動を行う能力を高め、クラスター弾汚染地域への市民の不慮の立ち入りを防止し、汚染地域全ての正確な位置や規模を画定するよう努力。

除去計画を作成し、影響を受けたコミュニティによる除去計画の作成等への参加を確保。リスク低減教育プログラムを作成し、最も高いリスクに直面する人々に提供。

全ての締約国は、クラスター弾残存物により影響を受けた締約国が迅速に第4条1の義務を果たし、延長を申請する締約国が少なくなるよう努力。

VI. 犠牲者支援

クラスター弾による被害者が存在する締約国は、被害者支援能力を伸ばし、政府内の中央連絡先を指定、本条約の犠牲者支援実施を既存の調整メカニズムに統合。

クラスター弾による被害者を含む障害を持つ人々の尊厳や人権の尊重を育成するため、国民一般によるクラスター弾被害者の人権と利用可能サービスへの意識を向上。

全ての締約国は、クラスター弾生存者や障害者団体代表を含む関係専門家を全ての条約関連活動の一員とする。

VII. 国際協力及び支援

締約国は、貯蔵弾廃棄、除去、犠牲者支援の義務を果たす包括的国家計画を作成し、国際協力・支援ニーズを確定し、他の影響を受けた締約国と情報交換等の相互支援を促進。

他国の支援要請に応え、犠牲者支援、貯蔵弾廃棄等の実施を迅速に支援。

最貧国の長期計画作成を支援するための資金を提供。非国家主体が行う犠牲者支援等の取組を支援。

全ての締約国は、国連、各国の NGO、国際 NGO 等によるクラスター弾関連活動を国家計画の枠組みに組み込み、情報交換などの全ての締約国による協力を促進。

VIII. 実施支援の行動

実施支援ユニット（ISU）を含む実施支援のための最適方法を見出し、本条約と他の国際人道法・人権法の条約との間の相乗効果を促進。他の枠組みの犠牲者支援、リスク低減教育、除去、その他の関連活動を十分活用。透明性のための報告を毎年更新、条約実施のツールとしての報告の機能を最大限活用。

（了）